

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第一種漁業（小型機船底びき網漁業）における京都府外に住所を有する者が営むものについて、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 9 月 9 日

京都府知事 西脇隆俊

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）	3 隻	10 トン未満	東経 135 度 20.0 分の線 以東の京都府沖合海域	9 月 1 日 ～翌年 5 月 31 日	別記 1	別記 2
	2 隻	10 トン以上 15 トン未満				

別記 1 漁業を営む者の資格

「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第 2 の 2 に規定する「許可申請予定名簿」に記載の者

別記 2 条件

- （１） 日没 2 時間後から日の出 2 時間前までは操業してはならない。ただし、11 月 6 日から翌年 5 月 31 日までは除く。
- （２） 船橋の最も見易い箇所に幅 30 センチメートルの赤色帯を塗布し、その中心に白色をもって地区別番号を記入しなければならない。
- （３） 京丹後市経ヶ岬突端正北 3 海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 9 月 9 日から令和 8 年 10 月 8 日まで

3 許可の有効期間

許可日から 1 年間